

議案第 28 号

筑西市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について

標記について次のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 25 日

筑西市長 設 楽 詠美子

筑西市条例第 号

筑西市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

筑西市医療福祉費支給に関する条例（平成 17 年条例第 110 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中本文「規則」を「市規則」に、「「社会保険各法」」を「「医療保険各法」」に改める。

第 4 条第 1 項前段中「国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法」を「医療保険各法」に、「規則」を「市規則」に改め、同項後段中「国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法」を「医療保険各法」に、「若しくは」を「、加入者又は」に改め、同条第 3 項中「国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律若しくは社会保険各法」を「医療保険各法」に改め、同条第 6 項中「規則」を「市規則」に改める。

第 5 条第 1 項第 1 号中「児童手当法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 184 号）による改正前の児童手当法施行令（昭和 46 年政令第 281 号。以下「旧児童手当法施行令」という。）第 1 条に定める額に同条に規定する児童 1 人につき加算する額を加算した額」を「市規則で定め

る額」に改め、同項第3号中「7月1日（前前年の所得にあつては、前年の7月1日）現在における国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第28条第10項の規定によりその例によるものとされる同法第1条の規定による改正前の国民年金法（昭和34年法律第141号）第66条第3項に基づき、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号。以下「経過措置政令」という。）第46条第4項に」を「市規則で」に改め、同項第4号中「児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第259号）による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（以下「旧特別児童扶養手当法施行令」という。）第2条第1項に定める額に533,000円を加えた」を「市規則で定める」に、「旧特別児童扶養手当法施行令第2条第2項に」を「市規則で」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項各号に規定する所得は、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とし、その額の計算方法は、市規則で定める。

第5条第3項及び第6条中「規則」を「市規則」に改める。

第9条中「市長が別に」を「市規則で」に改める。

附則第1項中「社会保険各法」を「医療保険各法」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行の日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の筑西市医療福祉費支給に関する条例の規定は、施行の日以後の診療に係る医療福祉費の支給について適用し、同日前の診療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例による。